

一般社団法人日本呼吸器学会中国・四国支部会則

第1章 名称

第1条 本会は、一般社団法人日本呼吸器学会中国・四国支部と称する。事務局は支部長の指定する施設に置く。

第2章 目的

第2条 本会は中国・四国地域における呼吸器病学とその診療に関する進歩と発展、ならびに普及を図り、地方自治体や患者団体とも連携し、国民の健康に貢献することを自的とする。

第3章 事業

第3条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 支部学術集会、支部セミナーの開催
2. 学術講演会・研究会の共催・後援、研修医の教育、専門医の養成
3. 市民公開講座等による地域住民の啓発、患者団体との連携
4. その他、本会の目的達成に必要な事項

第4章 会員

第4条 本会の会員は、原則として日本呼吸器学会会員で中国・四国地区在住者とする。

第5章 役員

第5条 本会に原則として次の役員を置く。

1. 支部長 1名
2. 副支部長 若干名
3. 幹事 各県2名
4. 監事 2名
5. 支部代議員 本部選出代議員と支部選出代議員若干名

第6条 支部長、副支部長は日本呼吸器学会理事の中から選出する。

支部長は本会を代表し、会務を総括する。副支部長は支部長の業務を補佐する。それぞれ任期は2年とし、再任は妨げない。幹事は支部代議員の中から支部長が推薦し、支部代議員会で決議する。任期は2年とし、再任は妨げない。幹事には日本呼吸器学会の理事を含める。監事は支部代議員の中から支部長が推薦し、代議員会で決議する。任期は2年とし、支部長、副支部長、幹事と併任しないが、再任は妨げない。支部代議員は日本呼吸器学会代議員の推薦により代議員会で決議する。任期は2年とし、併任、再任は妨げない。推薦は所定の様式にて支部長へ提出する。役員の内定は満65歳とし、満65歳に達した後に迎える学術集会の最終日に退任する。但し、任期中に他支部以外へ移動した場合は、その時点で退任とする。

第6章 会議

第7条 本会の会議は、幹事会、代議員会とする。

幹事会は代議員会の役員会として、支部長、副支部長、幹事、監事、地方会会長、次期地方会会長をもって組織する。幹事会は本会を代表し、代議員会の承認のもとに、本会の執行にあたる。代議員会は毎年1回以上開催し、会務について審議報告する。議長には原則として支部長が当たり、代議員会をもって、最終決定機関とする。議決は委任状も含めた議決権を有する3分の2以上の代議員が出席し、出席者の過半数をもって成立とする。

第7章 学術集会

第8条 学術集会は毎年1回以上開催し、原則として学術講演会・セミナー・市民公開講座の会長は日本呼吸器学会代議員を中心に幹事会が推薦し、代議員会で決議する。他の学会の学術集会と合同して開催することができる。学会での発表は原則として学会員に限る。ただし、医学生、臨床研修医、メディカルスタッフなど非会員が発表を希望する場合には、採否は会長が判断する。

第8章 会計

第9条 本会の経費は次に掲げるものをもって充てる。

1. 本部からの交付金
2. 寄付金
3. 前項以外の諸収入

第10条 本会の会計年度は毎年2月1日に始まり、1月31日に終わるものとする。

第11条 本会の予算・決算は原則として代議員会で検討し、日本呼吸器学会総会で決定される。

第9章 会則の変更

第12条 本会則は幹事会で検討し、代議員会の決議を経て変更することができる。

附則1. 本会則は、2018年7月16日より実施する。